

柏崎市 小規模事業者経営支援補助金

定額補助
10万円
1事業者1回限り

補助対象者

以下の①～④全てに該当する方

① 市内の小規模事業者（従業員数20人以下）であること

※ フリーランスを含む個人事業者、NPO法人、農業法人等、幅広く対象

② 右表の取組のいずれかを実施

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が、前年同月比で30%以上減少していること

④ 納期限の到来した市税を完納していること

※ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、徴収等を猶予されている場合は除く

次のいずれかの取組	2020年1月24日以降、全従業員の雇用の継続
	感染症対策にかかる設備導入、広告宣伝または新規事業の立上げ
	市内事業者との取引等、地域経済循環の促進

(通常)

売上減少月	2020年3～12月のいずれかひと月	▲30%以上
比較月	2019年同月	

(基準緩和)

売上減少月	2020年3～12月のいずれかひと月	▲30%以上
比較月	次のいずれか ・売上減少月を含む、前3か月平均 ・2019年12月期 ・2019年10～12月の平均	

(基準緩和の対象者)

いずれかに該当する方

○ 業歴3か月以上1年1か月未満

○ 前年以降の店舗増加等によって、前年同月との比較が困難

申請期限

売上減少月の末日から 3か月以内

(例) 売上減少月が4月の場合は、7月末日まで

申請方法

裏面のQ & A もご覧ください。

様式データはこちら



(柏崎市ホームページ)

step1

申請準備

- ・ 上記①～④を確認 (「売上減少月」を決める)
- ・ 書類作成、準備

step2

書類提出

- ・ 添付書類は裏面をご覧ください
- ・ 感染防止のため、郵送で提出してください

市の審査完了後、

7日以内に
口座振込

問合せ先
申請先

TEL 0257-21-2334

E-mail shogyo@city.kashiwazaki.lg.jp

〒945-8511

柏崎市中央町5-50

柏崎市商業観光課



かしわざき

Q&A

審査や補助金交付を速やかに行うため、本チラシの両面をご覧ください、申請書類に不備等がないよう、皆様のご協力をお願いします。

申請手続きに関すること

Q：申請に必要な書類は何ですか？

A：以下の表のとおり、様式1枚と添付書類①～③を提出してください。

	通常の基準の方	基準緩和の方① (2019年12月または10～12月平均と比較する場合)	基準緩和の方② (売上減少月を含む3か月平均と比較する場合)
様式	第1号様式(その1) 交付申請書兼実績報告書	第1号様式(その2) 交付申請書兼実績報告書	同左
添付①	売上減少月の事業収入額を記した帳簿等の写し	同左	売上減少月を含む、前3月の事業収入額を記した帳簿等の写し
添付②	2019年確定申告書類の控え(写)	同左	同左
添付③	通帳の写し	同左	同左

※ 通常基準の方と基準緩和の方で、様式が異なります。(その1、その2)

※ 添付書類①・②について、売上減の確認に用いる金額の欄に、下線(色は任意)を引いてください。
審査・補助金交付を速やかに進めるため、可能な範囲でご協力をお願いします。
(下線が引かれていないことにより、補助金を交付することができなくなるものではありません。)

Q：申請受付の開始はいつですか？

A：4月27日(月)から受付可能です。郵送での提出をお願いします。

Q：補助金はいつごろ振り込まれますか？

A：申請内容の審査完了後、7日以内に振り込みます。なお、審査期間は、申請件数・書類不備の有無等で前後します。

Q：PCを所有していないため、申請様式のダウンロードができません。

A：市商業観光課にご連絡ください。(別途、様式を郵送します。)

売上の要件に関すること

Q：3月の売上が前年比▲30%でしたが、申請期限である3か月以内(6月末)に申請できませんでした。どうしたら良いのでしょうか？

A：3月以外の月(4～12月のいずれか)を「売上減少月」として選択して、申請してください。

Q：3月や4月の売上減では該当になりませんが、今後の売上が心配です。いつ申請できますか？

A：売上が減少した段階で、その月を「売上減少月」として選択し、申請することができます。

Q：まだ開業したばかりで、3か月間の平均売上が出せません。補助を受けられないのでしょうか？

A：開業後3か月以上が経過してから、平均売上額を計算し、条件を満たせば、その段階で申請可能です。

Q：感染者が市内で確認される前に生じた売上減ですが、問題ないのでしょうか？

A：問題ありません。(申請可能です。)

その他

Q：「従業員数20人以下」とありますが、パート職員など非正規の従業員も含まれますか？

A：非正規の従業員も含まれます。

Q：感染症対策のための新たな事業とは、どのようなものなのでしょうか？

A：配達サービス、テイクアウト販売、弁当販売、インターネットを介したサービス等が考えられます。

柏崎市 緊急雇用安定給付金



支給対象者

以下の①～③全てに該当する方

- ① **市内に事業所がある事業者** であること
- ② 国が実施する**雇用調整助成金の支給決定**を受けていること
※緊急雇用安定助成金を含む
- ③ 納期限の到来した**市税を完納**していること
※新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、徴収等を猶予されている場合は除く

申請期限

国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）の支給決定日から 3か月以内

（例）支給決定日が6月30日の場合は、9月30日まで

申請方法

step1

国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）の支給申請（事業者→国）

ハローワーク柏崎に申請

step2

国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）の支給決定（国→事業者）

支給決定日を確認（決定通知書右上）
※助成金の入金日ではありません。

step3

※感染防止のため、**郵送で提出**してください。

市へ申請（支給決定日から3か月以内）

市の審査完了後、

**7日以内に
口座振込**

～添付書類～ ※場合によっては、追加書類を求めることがあります。

- ・雇用調整助成金（休業等・出向）支給申請書
または 緊急雇用安定助成金支給申請書の写し
- ・雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）支給決定通知書の写し
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座種別、口座名義人、口座番号が分かる箇所）



←市の申請書は
こちらから
（柏崎市ホームページ）

問合せ先
申請先

TEL 0257-21-2334

E-mail shogyo@city.kashiwazaki.lg.jp

〒945-8511

柏崎市中央町5-50

柏崎市商業観光課



かしわざき

持続化給付金

持続化給付金とは？

感染症拡大により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対して、

事業全般に広く使える給付金
を支給します。

給付額

- 中小法人 **200万円**
- 個人事業者 **100万円**

問い合わせ

持続化給付金事業 コールセンター
0120-115-570

申請は
持続化給付金
ホームページ
にアクセス！



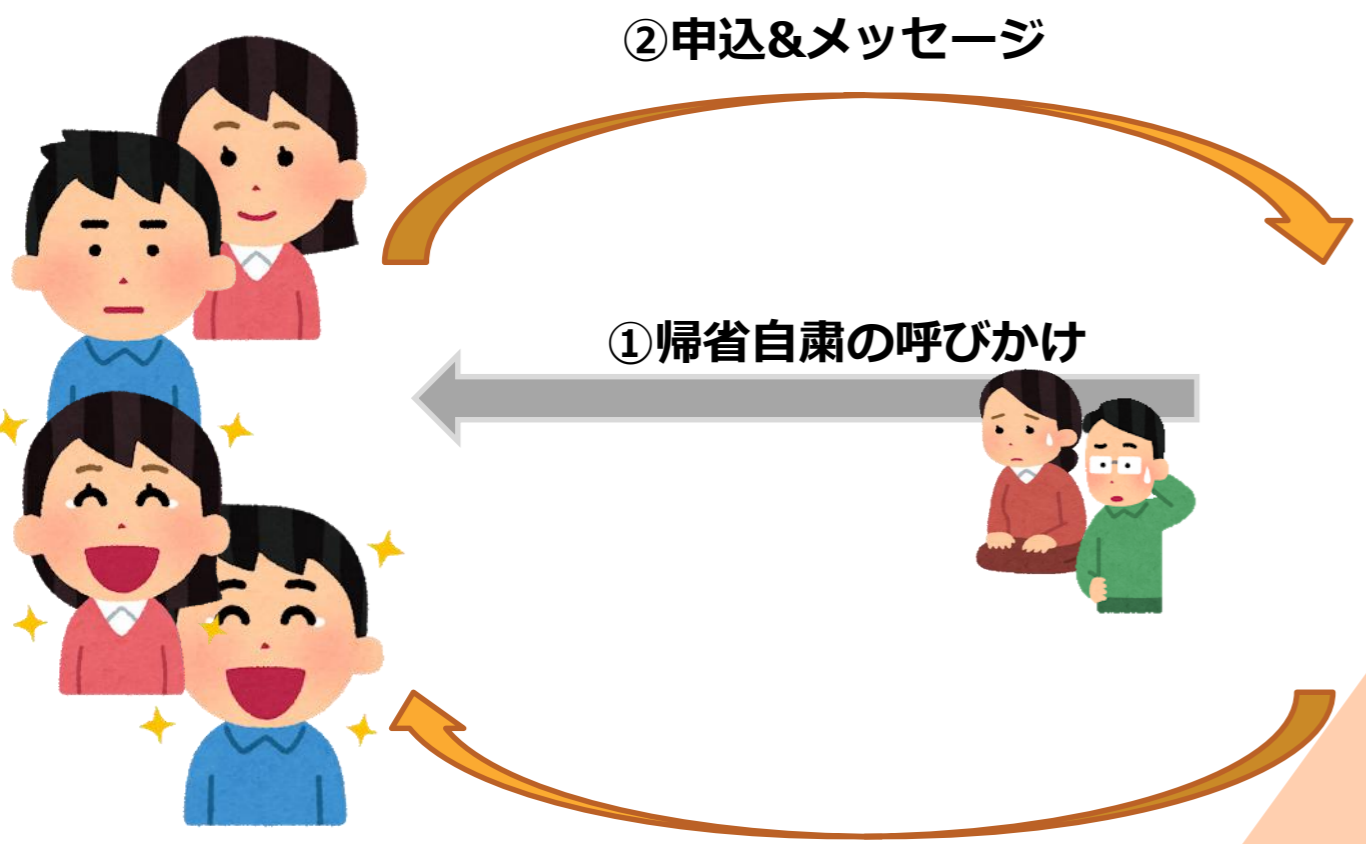
柏崎の元気発信応援プロジェクト

第1弾!

県外の柏崎出身学生応援

第2弾!

県外の柏崎ファンクラブ 会員との連携



新潟県菓子工業組合柏崎支部
柏崎観光協会
柏崎シティセールス推進協議会
柏崎市



特別定額給付金

国民1人につき
10万円

オンライン申請は5月
1日から受付開始

【支給対象者】 令和2年4月27日（基準日）に柏崎市に住民登録されているかた

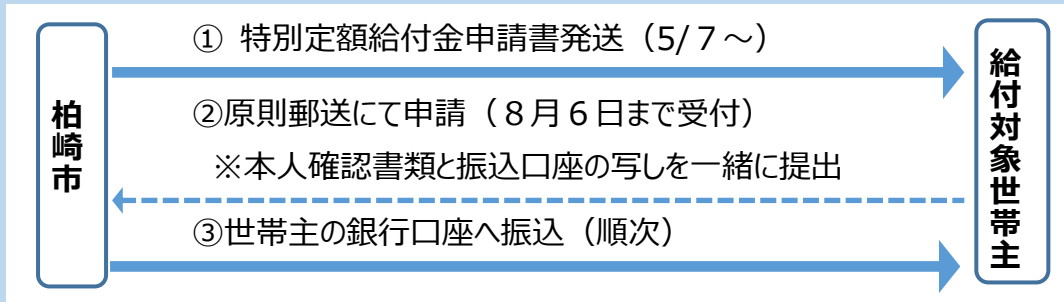
【給付対象者】 82,350人程度・・・35,000世帯程度

支給開始時期 オンライン申請は**5月8日から**
郵便申請は**5月12日から**

申請書は5月7日から
郵送しています

（世帯主の銀行口座等へ振込み）

※申請書類の確認ができしだい順次支給。



【担当課】 柏崎市役所本庁1階 市民課

児童1人につき
1万円

子育て世帯への臨時特別給付金

今回の
申請は不要です！
※支給を希望しない場合のみ
届出が必要

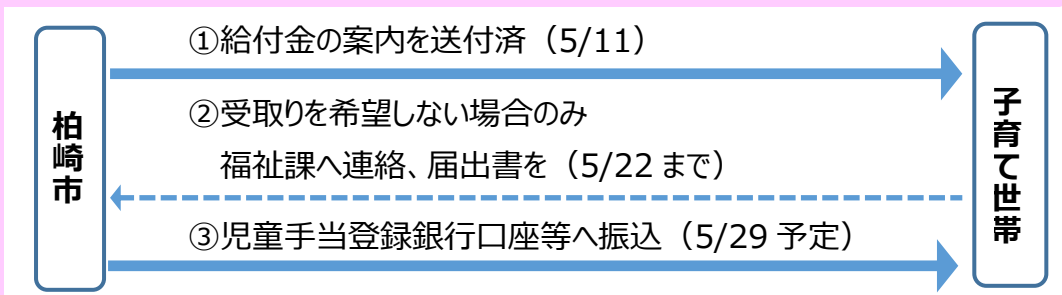
【支給対象者】 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者

※対象児童：平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童

【給付対象者】 5,800人程度（見込み）

支給時期は **5月29日予定**（児童手当登録銀行口座等へ振込み）

※公務員は、所轄庁が支給対象者であると証明したうえで、本人が申請をするため、申請後に支給。



【担当課】 柏崎市役所本庁1階 福祉課